

○熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(平成 24 年 12 月 25 日条例第 76 号)

改正 平成 25 年 3 月 28 日条例第 18 号平成 25 年 10 月 11 日条例第 52 号
平成 26 年 3 月 24 日条例第 22 号平成 26 年 12 月 25 日条例第 74 号
平成 27 年 3 月 20 日条例第 11 号平成 27 年 3 月 20 日条例第 14 号
平成 28 年 3 月 7 日条例第 14 号 平成 29 年 3 月 24 日条例第 10 号
平成 30 年 3 月 23 日条例第 19 号

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条)
- 第 2 章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
 - 第 1 節 基本方針(第 5 条)
 - 第 2 節 人員に関する基準(第 6 条―第 8 条)
 - 第 3 節 設備に関する基準(第 9 条)
 - 第 4 節 運営に関する基準(第 10 条―第 44 条)
 - 第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第 44 条の 2―第 44 条の 4)
 - 第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 45 条―第 49 条)
- 第 3 章 療養介護
 - 第 1 節 基本方針(第 50 条)
 - 第 2 節 人員に関する基準(第 51 条・第 52 条)
 - 第 3 節 設備に関する基準(第 53 条)
 - 第 4 節 運営に関する基準(第 54 条―第 78 条)
- 第 4 章 生活介護
 - 第 1 節 基本方針(第 79 条)
 - 第 2 節 人員に関する基準(第 80 条―第 82 条)
 - 第 3 節 設備に関する基準(第 83 条)
 - 第 4 節 運営に関する基準(第 84 条―第 95 条)
 - 第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第 95 条の 2―第 95 条の 5)
 - 第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 96 条―第 98 条)
- 第 5 章 短期入所
 - 第 1 節 基本方針(第 99 条)
 - 第 2 節 人員に関する基準(第 100 条・第 101 条)

- 第3節 設備に関する基準(第102条)
- 第4節 運営に関する基準(第103条―第110条)
- 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第110条の2―第110条の4)
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第111条・第112条)
- 第6章 重度障害者等包括支援
 - 第1節 基本方針(第113条)
 - 第2節 人員に関する基準(第114条・第115条)
 - 第3節 設備に関する基準(第116条)
 - 第4節 運営に関する基準(第117条―第123条)
- 第7章 削除
- 第8章 自立訓練(機能訓練)
 - 第1節 基本方針(第142条)
 - 第2節 人員に関する基準(第143条・第144条)
 - 第3節 設備に関する基準(第145条)
 - 第4節 運営に関する基準(第146条―第149条)
 - 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第149条の2―第149条の4)
 - 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第150条―第151条)
- 第9章 自立訓練(生活訓練)
 - 第1節 基本方針(第152条)
 - 第2節 人員に関する基準(第153条・第154条)
 - 第3節 設備に関する基準(第155条)
 - 第4節 運営に関する基準(第156条―第159条)
 - 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第159条の2―第159条の4)
 - 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第160条―第161条)
- 第10章 就労移行支援
 - 第1節 基本方針(第162条)
 - 第2節 人員に関する基準(第163条―第165条)
 - 第3節 設備に関する基準(第166条・第167条)
 - 第4節 運営に関する基準(第167条の2―第172条)
- 第11章 就労継続支援A型
 - 第1節 基本方針(第173条)
 - 第2節 人員に関する基準(第174条・第175条)
 - 第3節 設備に関する基準(第176条)
 - 第4節 運営に関する基準(第177条―第185条)
- 第12章 就労継続支援B型
 - 第1節 基本方針(第186条)

- 第 2 節 人員に関する基準(第 187 条)
- 第 3 節 設備に関する基準(第 188 条)
- 第 4 節 運営に関する基準(第 189 条・第 190 条)
- 第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 191 条―第 194 条)
- 第 13 章 就労定着支援
 - 第 1 節 基本方針(第 194 条の 2)
 - 第 2 節 人員に関する基準(第 194 条の 3・第 194 条の 4)
 - 第 3 節 設備に関する基準(第 194 条の 5)
 - 第 4 節 運営に関する基準(第 194 条の 6―第 194 条の 12)
- 第 14 章 自立生活援助
 - 第 1 節 基本方針(第 194 条の 13)
 - 第 2 節 人員に関する基準(第 194 条の 14・第 194 条の 15)
 - 第 3 節 設備に関する基準(第 194 条の 16)
 - 第 4 節 運営に関する基準(第 194 条の 17―第 194 条の 20)
- 第 15 章 共同生活援助
 - 第 1 節 基本方針(第 195 条)
 - 第 2 節 人員に関する基準(第 196 条・第 197 条)
 - 第 3 節 設備に関する基準(第 198 条)
 - 第 4 節 運営に関する基準(第 198 条の 2―第 201 条)
 - 第 5 節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
 - 第 1 款 この節の趣旨及び基本方針(第 201 条の 2・第 201 条の 3)
 - 第 2 款 人員に関する基準(第 201 条の 4・第 201 条の 5)
 - 第 3 款 設備に関する基準(第 201 条の 6)
 - 第 4 款 運営に関する基準(第 201 条の 7―第 201 条の 11)
 - 第 6 節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
 - 第 1 款 この節の趣旨及び基本方針(第 201 条の 12・第 201 条の 13)
 - 第 2 款 人員に関する基準(第 201 条の 14・第 201 条の 15)
 - 第 3 款 設備に関する基準(第 201 条の 16)
 - 第 4 款 運営に関する基準(第 201 条の 17―第 201 条の 22)
- 第 16 章 多機能型に関する特例(第 202 条・第 203 条)
- 第 17 章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 204 条―第 208 条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスに係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

[第43条第1項] [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項第1号] [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項第2号] [第2項]

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 前項の規定によるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
- (2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第42条の2]

- (4) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の

規定により支給決定障害者（法第 19 条第 1 項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。

[第 70 条第 2 項]

- (5) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (6) 多機能型 第 79 条に規定する指定生活介護の事業、第 142 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第 152 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第 162 条に規定する指定就労移行支援の事業、第 173 条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第 186 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業並びに熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年熊本県条例第 82 号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第 5 条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第 62 条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第 72 条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準条例第 81 条の 2 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第 82 条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち 2 以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

[第 79 条] [第 142 条] [第 152 条] [第 162 条] [第 173 条] [第 186 条]

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第 3 条 指定障害福祉サービス事業者（第 3 章、第 4 章及び第 7 章から第 15 章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、個別支援計画に基づき当該利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより当該利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(申請者の要件)

第4条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない法人とする。

(1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この条及び第43条の2において「暴力団員等」という。)のある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

2 前項の規定にかかわらず、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請にあつては、法第36条第3項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 暴力団員等

(2) 法人でその役員のうち暴力団員等のあるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針

第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下この章及び第12章において「指定居宅介護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談への対応及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談への対応及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章及び第15章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに有しなければならない従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

[[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項](#)]

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて、1以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(準用)

第 8 条 前 2 条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

第 9 条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 10 条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し第 32 条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

[第 32 条]

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

[社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条]

(契約支給量の報告等)

第 11 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前 3 項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第 12 条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第13条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難である場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第15条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、指定居宅介護の提供を求める者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第16条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その利用の申込みをした者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第17条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第18条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に当たっては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 19 条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初めて利用者を訪問したとき及び利用者又はその家族から求められたときは、当該書類を提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 20 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定により記録したときは、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第 21 条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して支払を求めることのできる金銭は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を増進させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。ただし、次条第 1 項から第 3 項までに規定する支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第 22 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前 2 項の規定により支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、当該提供に要した交通費の額の支払を当該支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前 3 項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第 3 項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第 23 条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

第 24 条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第 22 条第 2 項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る支払を受けた場合は、当該指定居宅介護事業者が提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

〔第 22 条第 2 項〕

（指定居宅介護の基本取扱方針）

第 25 条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、自らその提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその指定居宅介護の質の改善を図らなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定居宅介護の質の改善を図るよう努めなければならない。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第 26 条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第 1 項の居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行うこと。

- (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう、説明を行うこと。
- (3) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対する必要な助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

第 27 条 サービス提供責任者（第 6 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況、希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後において当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第 28 条 指定居宅介護事業者は、従業者に、当該従業者の同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第 29 条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療が必要な場合は、速やかに医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第 30 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 31 条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第 27 条第 1 項の居宅介護計画の作成、交付及び変更のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する 技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

[第 27 条第 1 項]

(運営規程)

第 32 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程（第 36 条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 苦情解決の手続に関する事項
- (10) その他事業の運営に関する重要事項
(介護等の総合的な提供)

第 33 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第 34 条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第 35 条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第 36 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第 37 条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第 38 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。

(利益供与等の禁止)

第 39 条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第 40 条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示

の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

[第 10 条第 1 項]

- 4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 11 条第 2 項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

[第 11 条第 2 項]

- 5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 48 条第 1 項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

[第 48 条第 1 項]

- 6 指定居宅介護事業者は、市町村、知事又は市町村長から求めがあった場合には、第 3 項から前項までの当該改善の内容を市町村、知事又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査又は同条第 2 項の規定によるあっせんにできる限り協力しなければならない。

[社会福祉法第 83 条]

(事故発生時の対応)

- 第 41 条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。
 - 3 指定居宅介護事業者は、利用者に提供した指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第 43 条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を、当該指定居宅介護を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第 43 条の 2 指定居宅介護事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定居宅介護事業者は、暴力団員等を指定居宅介護事業所の管理者としてはならない。

(準用)

第 44 条 第 10 条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 44 条第 1 項において準用する第 32 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 1 項において準用する次条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 44 条第 1 項において準用する第 22 条第 2 項」と、第 26 条第 1 号中「次条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 1 項において準用する次条第 1 項」と、第 27 条第 1 項中「第 6 条第 2 項」とあるのは「第 8 条において準用する第 6 条第 2 項」と、第 31 条第 3 項中「第 27 条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 1 項において準用する第 27 条第 1 項」と、第 32 条中「第 36 条」とあるのは「第 44 条第 1 項において準用する第 36 条」と、第 33 条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

[第 10 条] [第 10 条第 1 項] [第 32 条] [第 44 条第 1 項] [第 32 条] [第 21 条第 2 項] [第 44 条第 1 項] [第 24 条第 2 項] [第 22 条第 2 項] [第 44 条第 1 項] [第 22 条第 2 項] [第 26 条第 1 号] [第 44 条第 1 項] [第 27 条第 1 項] [第 6 条第 2 項] [第 8 条] [第 6 条第 2 項] [第 31 条第 3 項] [第 27 条第 1 項] [第 44 条第 1 項] [第 27 条第 1 項] [第 32 条] [第 36 条] [第 44 条第 1 項] [第 36 条] [第 33 条]

2 第 10 条から第 32 条まで及び第 34 条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 44 条第 2 項において準用する

第 32 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 2 項において準用する次条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 44 条第 2 項において準用する第 22 条第 2 項」と、第 26 条第 1 号中「次条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 2 項において準用する次条第 1 項」と、第 27 条第 1 項中「第 6 条第 2 項」とあるのは「第 8 条において準用する第 6 条第 2 項」と、第 31 条第 3 項中「第 27 条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 2 項において準用する第 27 条第 1 項」と、第 32 条中「第 36 条」とあるのは「第 44 条第 2 項において準用する第 36 条」と読み替えるものとする。

[第 10 条] [第 32 条] [第 34 条] [第 10 条第 1 項] [第 32 条] [第 44 条第 2 項] [第 32 条] [第 21 条第 2 項] [第 44 条第 2 項] [第 24 条第 2 項] [第 22 条第 2 項] [第 44 条第 2 項] [第 22 条第 2 項] [第 26 条第 1 号] [第 44 条第 2 項] [第 27 条第 1 項] [第 6 条第 2 項] [第 8 条] [第 6 条第 2 項] [第 31 条第 3 項] [第 27 条第 1 項] [第 44 条第 2 項] [第 27 条第 1 項] [第 32 条] [第 36 条] [第 44 条第 2 項] [第 36 条]

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第 44 条の 2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（法第 41 条の 2 第 1 項の申請に係る法第 29 条第 1 項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年熊本県条例第 69 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第 5 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第 44 条の 3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第44条の4 第5条(第3項及び第4項を除く。)、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節(第44条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の員数)

第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに有しなければならない従業者(基準省令第44条第1項に規定する基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、3以上とする。

[[基準省令第44条第1項](#)]

- 2 基準省令第44条第2項に規定する厚生労働大臣が定める離島その他の地域において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに有しなければならない従業者の員数は、1以上とする。

[[基準省令第44条第2項](#)]

- 3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備及び備品等)

第 47 条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第 48 条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、当該従業者の同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である当該利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該居宅介護が第 45 条第 3 項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

[第 45 条第 3 項]

- (3) 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね 2 分の 1 を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定により従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向及び当該利用者に係る次条第 1 項において準用する第 27 条第 1 項の居宅介護計画の実施状況等からみて当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

[第 27 条第 1 項]

(運営に関する基準)

第 49 条 第 5 条第 1 項及び第 4 節（第 22 条第 1 項、第 23 条、第 24 条第 1 項、第 28 条、第 33 条及び第 44 条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 49 条第 1 項において準用する第 32 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 49 条第 1 項において準用する次条第 2 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 49 条第 1 項において準用する第 22 条第 2 項」と、第 26 条第 1 号中「次条第 1 項」とあるのは「第 49 条第 1 項において準用する次条第 1 項」と、第 27 条第 1 項中「第 6 条第 2 項」とあるのは「第 45 条第 3 項」と、第 31 条第 3 項中「第 27 条第 1 項」とあるのは「第 49 条第 1 項において準用する第 27 条第 1 項」と、第 32 条中「第 36 条」とあるのは「第 49 条第 1 項において準用する第 36 条」と読み替えるものとする。

[第5条第1項] [第10条第1項] [第32条] [第49条第1項] [第32条] [第21条第2項] [第49条第1項] [第24条第2項] [第22条第2項] [第49条第1項] [第22条第2項] [第26条第1号] [第49条第1項] [第27条第1項] [第6条第2項] [第45条第3項] [第31条第3項] [第27条第1項] [第49条第1項] [第27条第1項] [第32条] [第36条] [第49条第1項] [第36条]

- 2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条第1項」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条」と、第48条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるものとする。

[第5条第2項] [第4項] [第45条] [第10条第1項] [第32条] [第49条第2項] [第32条] [第21条第2項] [第49条第2項] [第24条第2項] [第22条第2項] [第49条第2項] [第22条第2項] [第26条第1号] [第49条第2項] [第27条第1項] [第6条第2項] [第45条第3項] [第31条第3項] [第27条第1項] [第49条第2項] [第27条第1項] [第32条] [第36条] [第49条第2項] [第36条] [第48条第1項第2号] [第45条第3項] [第49条第2項] [第45条第3項] [第48条第2項] [第49条第2項]

第3章 療養介護

第1節 基本方針

第50条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行省令」という。)第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「施行省令」という。) 第 2 条の 2]

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 51 条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 65 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

[健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 65 条第 4 項第 1 号]

(2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。）指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 2 で除して得た数以上

(3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 4 で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を 2 で除して得た数以上従事している指定療養介護の単位については、従事している看護職員の数から利用者の数を 2 で除して得た数を控除して得た数を生活支援員の数に含めることができる。

(4) サービス管理責任者（基準省令第 50 条第 1 項第 4 号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

[基準省令第 50 条第 1 項第 4 号]

ア 60 以下 1 以上

イ 61 以上 利用者の数から 60 を控除して得た数を 40 で除して得た数（その数に 1 に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に 1 を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第 1 項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第 1 項第 3 号の生活支援員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

5 第 1 項第 4 号のサービス管理責任者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

- 6 第1項各号（第1号及び第2号を除く。）に掲げる指定療養介護事業所の従業者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 7 指定療養介護事業者が医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。第53条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第83号。第53条第3項において「指定障害児入所施設等基準条例」という。）第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

[児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号]

- 8 指定療養介護事業者が指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下この項において同じ。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供している場合は、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

[児童福祉法第6条の2第3項]

(管理者)

第52条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3節 設備に関する基準

第53条 指定療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院として必要とされる設備

[医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項]

- (2) 多目的室
(3) その他運営上必要な設備

- 2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合は、指定障害児入所施設等基準条例第 53 条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなす。

[第 53 条]

第 4 節 運営に関する基準

(契約支給量の報告等)

第 54 条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前 2 項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(サービスの提供の記録)

第 55 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定により記録したときは、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第 56 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第 70 条第 2 項において準用する法第 58 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

[第 70 条第 2 項]

3 指定療養介護事業者は、前 2 項の規定により支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- (1) 日用品費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定療養介護事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
 - 5 指定療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービスを提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

[第70条第2項]

(介護給付費の額に係る通知等)

第58条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、第56条第2項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、支給決定障害者に対し、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならない。

[第56条第2項]

(指定療養介護の取扱方針)

第59条 指定療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定

療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいよう、説明を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、自らその提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその指定療養介護の質の改善を図らなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定療養介護の質の改善を図るよう努めなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第 60 条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者面接して行わなければならない。この場合において、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、6月に1回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行わなければならない。この場合において、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第61条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談及び援助）

第62条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対する必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第63条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第 64 条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じて適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定療養介護事業者は、前 3 項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、利用者に、その負担により当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第 65 条 指定療養介護事業者は、適宜、利用者のためのレクリエーションを行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第 66 条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療が必要な場合は、速やかに他の専門医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第 67 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がなく、指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第 68 条 指定療養介護事業所の管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 69 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程（第 74 条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 苦情解決の手続に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第 70 条 指定療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 71 条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 72 条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。

(衛生管理等)

第73条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第74条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第75条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第76条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動に協力する等地域との交流に努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第77条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の療養介護計画とともに、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第55条第1項に規定するサービスの提供の記録

[第55条第1項]

(2) 第67条に規定する市町村への通知に係る記録

[第67条]

- (3) 第 75 条第 2 項に規定する身体的拘束等の記録
[第 75 条第 2 項]
- (4) 次条において準用する第 40 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
[第 40 条第 2 項]
- (5) 次条において準用する第 41 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
[第 41 条第 2 項]
- (準用)

第 78 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 37 条、第 38 条第 1 項、第 39 条から第 41 条まで及び第 43 条の 2 の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 69 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 56 条第 1 項」と読み替えるものとする。

[第 10 条] [第 12 条] [第 13 条] [第 15 条] [第 18 条] [第 21 条] [第 37 条]
[第 38 条第 1 項] [第 39 条] [第 41 条] [第 10 条第 1 項] [第 32 条] [第 69 条]
[第 21 条第 2 項] [第 56 条第 1 項]

第 4 章 生活介護

第 1 節 基本方針

第 79 条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第 2 条の 4 に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

[令第 2 条の 4]

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 80 条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第 8 章、第 9 章及び第 17 章において同じ。）
理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のアからウまでに掲げる平均障害支援区分（基準省令第 78 条第 1 項第 2 号イに規定する厚生労働大臣が

定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める員数

[基準省令第78条第1項第2号]

- ア 4未満 利用者の数を6で除して得た数以上
 - イ 4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上
 - ウ 5以上 利用者の数を3で除して得た数以上
- (3) 看護職員 指定生活介護の単位ごとに、1以上
- (4) 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
- (5) 生活支援員 指定生活介護の単位ごとに、1以上
- (6) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 60以下 1以上
 - イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第1項第4号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として従事させることができる。
- 5 第1項第5号の生活支援員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第6号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第1項各号に掲げる従業者及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- (従たる事業所を設置する場合における特例)
- 第81条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業

所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第82条 第52条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

[第52条]

第3節 設備に関する基準

第83条 指定生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) その他運営に必要な設備

2 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。
ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、同一の場所とすることができる。

4 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

第84条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 創作的活動に係る材料費
 - (3) 日用品費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第82条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

[基準省令第82条第4項]

- 5 指定生活介護事業者は、第1項から第3項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

第85条 指定生活介護における介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、利用者、その負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第 86 条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動を安全に行うために防塵(じん)設備又は消火設備の設置等その他の必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第 87 条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に対し、当該生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第 87 条の 2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(食事)

第 88 条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、当該利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

5 指定生活介護事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

6 指定生活介護事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

(健康管理)

第 89 条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第 90 条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第 91 条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程（第 94 条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 苦情解決の手続に関する事項
- (13) その他事業の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第 92 条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第93条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。

(掲示)

第94条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(準用)

第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで及び第75条から第77条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第95条において準用する前条」と、第77条第2項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項第3号中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。

[第10条] [第18条] [第20条] [第21条] [第23条] [第24条] [第29条]
[第37条] [第42条] [第59条] [第62条] [第68条] [第70条] [第72条]
[第75条] [第77条] [第10条第1項] [第32条] [第91条] [第21条第2項]
[第84条第1項] [第24条第2項] [第22条第2項] [第84条第2項] [第59条第1項]
[第95条] [第60条] [第61条] [第95条] [第77条第2項] [第55条第1項]
[第95条] [第20条第1項] [第67条] [第90条] [第75条第2項]
[第95条] [第75条第2項] [第95条]

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第 95 条の 2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第 73 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第 202 条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第 73 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第 202 条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第 5 条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第 72 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第 95 条の 3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第 100 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第 100 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第 102 条第 2 項第 1 号又は指定地域密着型サービス基準第 22 条第 2 項第 1 号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第 99 条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護

等」という。)の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数並びに共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第55条の3に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第78条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」

という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人以下であること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。)が登録定員の2分の1に相当する数から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内であること。

登録定員の人数	人数
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着

型介護予防サービス基準第 48 条第 2 項第 1 号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。) は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において指定地域密着型サービス基準第 63 条若しくは第 171 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 95 条の 5 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 75 条から第 77 条まで、第 79 条、第 81 条及び前節(第 95 条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第 96 条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

[熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第 100 条第 1 項] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 20 条第 1 項] [熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第 99 条] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 19 条]

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。

[熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第 100 条第 1 項] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

る基準第 20 条第 1 項] [熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第 102 条第 2 項第 1 号]

(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上とすること。

(4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第 97 条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。第 111 条、第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第 111 条、第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第 111 条、第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第 111 条、第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

[指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 63 条第 1 項] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 171 条第 1 項] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 62 条] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 170 条]

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する登録者を除く。以下この条、第 111 条、第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において同じ。）の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは

指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。) が 29 人(指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第 111 条、第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において同じ。)にあっては、18 人)以下であること。

[指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 63 条第 1 項] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 171 条第 1 項] [熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 61 条の 2] [熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 81 条]

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。）が登録定員の 2 分の 1 に相当する数から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては 12 人）までの範囲内であること。

登録定員の人数	人数
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

[熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 61 条の 2] [熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 81 条]

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準第 48 条第 2 項第 1 号に規定する居間及び食堂を除く。第 111

条、第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において同じ。) が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

[指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 67 条第 2 項第 1 号] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 175 条第 2 項第 1 号]

- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において、指定地域密着型サービス基準第 63 条又は第 171 条に規定する基準を満たしていること。

[熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 61 条の 2] [熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 81 条] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 63 条] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 171 条]

- (5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 98 条 第 84 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

[第 84 条第 2 項] [第 6 項]

第 5 章 短期入所

第 1 節 基本方針

第 99 条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 100 条 法第 5 条第 8 項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所が有しなければならない従業者の総数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定障害者支援施設その他の法第 5 条第 8 項に規定する施設(入所によるものに限り、次号の施設を除く。以下この章において「入所施設等」という。)が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該入所施設等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上

[[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項](#)]

- (2) 第 153 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(施行省令第 25 条第 7 号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、第 196 条第 1 項に規定する指定共同生活援助事業者、第 201 条の 2 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第 201 条の 14 第 1 項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」という。)が設置する法第 5 条第 8 項に規定する施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

[[第 153 条第 1 項](#)] [[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項](#)] [[令第 25 条第 7 号](#)] [[第 196 条第 1 項](#)] [[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 201 条の 4 第 1 項](#)]

ア 指定短期入所と同時に第 152 条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(施行省令第 25 条第 7 号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、第 195 条に規定する指定共同生活援助、第 201 条の 2 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第 201 条の 12 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業所(第 153 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定共同生活援助事業所(第 196 条第 1 項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(第 201 条の 4 第 1 項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。))又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所

(第 201 条の 14 第 1 項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。)をいう。以下この章において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 152 条] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 201 条の 4 第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 196 条第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 153 条第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 201 条の 2] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 195 条] [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 25 条第 7 号]

- イ 指定短期入所を提供する時間帯(アに掲げる時間帯を除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める員数
- (ア) 6 以下 1 以上
- (イ) 7 以上 当該日の指定短期入所の利用者の数から 6 を控除して得た数を 6 で除して得た数(その数に 1 に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に 1 を加えて得た数以上
- 2 法第 5 条第 8 項に規定する施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この章において「空床利用型事業所」という。)に有しなければならない従業者の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 入所施設等が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合
当該入所施設等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上
- (2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者等(第 201 条の 2 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)が設置する法第 5 条第 8 項に規定する施設が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（第 201 条の 2 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める員数

（ア） 6 以下 1 以上

（イ） 7 以上 当該日の指定短期入所の利用者の数から 6 を控除して得た数を 6 で除して得た数（その数に 1 に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に 1 を加えて得た数以上

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に有しなければならない生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所、第 143 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第 153 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第 163 条第 1 項に規定する指定就労移行支援事業所、第 174 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所（第 186 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

[第 125 条第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 201 条の 4 第 1 項] [第 143 条第 1 項] [第 153 条第 1 項] [第 163 条第 1 項] [第 174 条第 1 項] [第 196 条第 1 項] [児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項]

ア 指定生活介護、第 142 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第 152 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第 173 条に規定する指定就労継続支援 A 型、第 186 条に規定する指定就労継続支援 B 型、第 195 条に規定する指定共同生活援助、第 201 条の 2 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第 2

01 条の 12 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

[第 124 条] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 201 条の 2] [第 142 条] [第 152 条] [第 173 条] [第 186 条] [第 195 条] [児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項]

イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間 次の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める員数

（ア） 6 以下 1 以上

（イ） 7 以上 当該日の利用者の数から 6 を控除して得た数を 6 で除して得た数（その数に 1 に満たない端数が生じる場合は、これを切り上げる。）に 1 を加えて得た数以上

（2） 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号イ（ア）又は（イ）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号イ（ア）又は（イ）に定める員数
（準用）

第 101 条 第 52 条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 52 条]

第 3 節 設備に関する基準

第 102 条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第 5 条第 8 項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第 5 条第 8 項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

4 単独型事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

（1） 居室

- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) その他運営上必要な設備

5 前項第1号から第5号までに掲げる設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 食堂 次に掲げる基準に適合すること。

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 洗面所 次に掲げる基準に適合すること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 便所 次に掲げる基準に適合すること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

第4節 運営に関する基準

(指定短期入所の開始及び終了)

第103条 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第 104 条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、当該指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第 105 条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前 2 項の規定により支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる費用については、基準省令第 120 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

〔基準省令第 120 条第 4 項〕

5 指定短期入所事業者は、第 1 項から第 3 項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第 3 項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（指定短期入所の取扱方針）

第 106 条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう、説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、自らその提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその指定短期入所の質の改善を図らなければならない。
- 4 指定短期入所事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質について定期的に外部の者によるサービスの質の評価を受け、その結果を公表し、常にその指定短期入所の質の改善を図るよう努めなければならない。

(サービスの提供)

- 第 107 条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
 - 3 指定短期入所事業者は、利用者に支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
 - 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
 - 5 利用者の食事は、栄養士並びに利用者の身体の状況及び嗜好が考慮されたものとするとともに、適切な時間に提供されなければならない。
 - 6 指定短期入所事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
 - 7 指定短期入所事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

(運営規程)

第 108 条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事項（第 100 条第 2 項の規定の適用を受ける施設にあつては、第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 11 号までに掲げる事項）に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 苦情解決の手続に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項
(定員の遵守)

第109条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 併設事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 空床利用型事業所 利用定員（第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は第201条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第201条の4第1項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第196条第1項]

- (3) 単独型事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
(準用)

第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条の2まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第75条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、第94条中「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。

[第10条] [第12条] [第18条] [第20条] [第21条] [第23条] [第24条]
[第29条] [第30条] [第37条] [第43条] [第62条] [第68条] [第70条]
[第72条] [第75条] [第76条] [第89条] [第92条] [第94条] [第10条第1項]
[第32条] [第108条] [第21条第2項] [第105条第1項] [第24条第2項]
[第22条第2項] [第105条第2項] [第94条] [第110条]

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第150条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準条例」という。）第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第150条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防居宅サービス等基準第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第149条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防居宅サービス等基準条例第131条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ若しくは第175条第2項第2号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項若しくは第171条

第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条の2まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)を提供するものであること。

[第97条] [熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第61条の2] [熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基

準等に関する条例第 81 条] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 63 条第 5 項] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 171 条第 6 項]

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数並びに基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。次号において同じ。）が通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。）の 3 分の 1 に相当する数から 9 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、6 人）までの範囲内であること。

[熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 61 条の 2] [熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 81 条]

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第 67 条第 2 項第 2 号ハ又は第 175 条第 2 項第 2 号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を控除して得た数で除して得た面積が、おおむね 7.43 平方メートル以上であること。

[指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 67 条第 2 項第 2 号] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 175 条第 2 項第 2 号]

- (4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 112 条 第 105 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

[第 105 条第 2 項] [第 6 項]

第 6 章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針

第113条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。第117条において同じ。）又は指定障害者支援施設の人員に関する基準に適合しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を1以上有しなければならない。

3 前項のサービス提供責任者は、基準省令第127条第3項に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービスの管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

[[基準省令第127条第3項](#)]

4 第2項のサービス提供責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第115条 第7条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

[[第7条](#)]

第3節 設備に関する基準

（準用）

第116条 第9条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

[[第9条第1項](#)]

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第117条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者でなければならない。

（事業所の体制）

第 118 条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有しなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2 以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有しなければならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援事業所は、指定重度障害者等包括支援事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有しなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第 119 条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合には、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年熊本県条例第 78 号）又は熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年熊本県条例第 79 号）に規定する基準を満たさなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、当該従業者の同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合は、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第 120 条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第 1 項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいよう、説明を行わなければならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援事業者は、自らその提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその指定重度障害者等包括支援の質の改善を図らなければならない。

- 4 指定重度障害者等包括支援事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定重度障害者等包括支援の質の改善を図るよう努めなければならない。
(重度障害者等包括支援計画の作成)

第 121 条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況、希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後において、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項に規定する重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。
(運営規程)

第 122 条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- (4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 苦情解決の手續に関する事項
- (10) その他事業の運営に関する重要事項
(準用)

第 123 条 第 10 条から第 22 条まで、第 24 条、第 29 条、第 30 条、第 35 条から第 43 条の 2 まで及び第 68 条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 122 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 123 条において準

用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

[第10条] [第22条] [第24条] [第29条] [第30条] [第35条] [第43条]
[第68条] [第10条第1項] [第32条] [第122条] [第21条第2項] [第123条]
[第24条第2項] [第22条第2項] [第123条] [第22条第2項]

第7章 削除

第124条から第141条まで 削除

第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節 基本方針

第142条 自立訓練（機能訓練）（施行省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

[令第6条の6第1号] [令第6条の7第1号] [令第6条の6第1号]

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第143条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) 看護職員 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
- (3) 理学療法士又は作業療法士 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
- (4) 生活支援員 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
- (5) サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより行う指定自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、第1項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上有しなければならない。
- 4 第1項第2号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員とすることができる。
- 6 第1項第4号の生活支援員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第1項第5号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項各号に掲げる従業者並びに第3項及び第5項に規定する従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第144条 第52条及び第81条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

[\[第52条\]](#) [\[第81条\]](#)

第3節 設備に関する基準

（準用）

第145条 第83条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

[\[第83条\]](#)

第4節 運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

第146条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第159条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

[基準省令第159条第4項]

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第1項から第3項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(訓練)

第147条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）の利用者に、その負担により当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)

第148条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

[第163条第1項]

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談への対応等を行わなければならない。

（準用）

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第3号中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する第75条第2項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第149条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

[第10条] [第21条] [第23条] [第24条] [第29条] [第37条] [第42条]
[第59条] [第62条] [第68条] [第70条] [第72条] [第75条] [第77条]
[第88条] [第94条] [第10条第1項] [第32条] [第149条] [第91条] [第21条第2項] [第146条第1項] [第24条第2項] [第22条第2項] [第146条第2項] [第59条第1項] [第149条] [第60条] [第61条] [第149条] [第77条第2項] [第55条第1項] [第149条] [第20条第1項] [第67条] [第149条]
[第90条] [第75条第2項] [第149条] [第75条第2項] [第149条] [第91条] [第94条] [第149条] [第94条] [第94条] [第149条]

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第 149 条の 2 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第 149 条の 3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員が 29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18 人）以下であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員が登録定員の 2 分の 1 に相当する数から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12 人）までの範囲内であること。

登録定員の人数	人数
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において指定地域密着型サービス基準第 63 条若しくは第 1

71条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第150条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護

事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びに第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）が 29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18 人）以下であること。

[\[熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 61 条の 2\]](#) [\[熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 81 条\]](#)

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。）が登録定員の 2 分の 1 に相当する数から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては 12 人）までの範囲内であること。

登録定員の人数 人数

26 人又は 27 人 16 人

28 人 17 人

[熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 61 条の 2] [熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 81 条]

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において、指定地域密着型サービス基準第 63 条又は第 171 条に規定する基準を満たしていること。

[熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 61 条の 2] [熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 81 条] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 63 条] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 171 条]

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 151 条 第 146 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

[第 146 条第 2 項] [第 6 項]

第 9 章 自立訓練（生活訓練）

第 1 節 基本方針

第 152 条 自立訓練（生活訓練）（施行省令第 6 条の 6 第 2 号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第 6 条の 6 第 2 号に規定する期間

にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

[令第6条の6第2号] [令第6条の7第2号] [令第6条の6第2号]

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第153条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアに掲げる利用者の数を6で除して得た数とイに掲げる利用者の数を10で除して得た数とを合計した数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、利用者に対して居室その他の設備において家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。以下同じ。）の利用者

(2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合には、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第1号中「生活支援員」とあるのは、「生活支援員及び看護職員」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の員数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより行う指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上有しなければならない。

- 4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 7 第1項各号に掲げる従業者及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第154条 第52条及び第81条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

[第52条] [第81条]

第3節 設備に関する基準

第155条 指定自立訓練（生活訓練）事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) その他運営に必要な設備

2 前項第1号から第4号までに規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、指定宿泊型自立訓練のみを行う場合には、訓練・作業室を設けないことができる。

4 第1項第2号の相談室及び第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、同一の場所とすることができる。

5 第1項各号に掲げる設備のほか、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 居室

(2) 浴室

6 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 一の居室の定員は、1人とする。

イ 一の居室の面積（収納設備等に係る面積を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

7 第1項各号及び第3項各号に掲げる設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第156条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供したときは、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供したときは、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定により記録したときは、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第157条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供

される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 光熱水費
 - (3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 日用品費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、基準省令第170条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

[基準省令第170条第5項]

- 6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第1項から第4項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第3項各号及び第4項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第157条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、

当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 170 条の 2 第 1 項]

- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 170 条の 2 第 2 項]

（記録の整備）

第 158 条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の自立訓練（生活訓練）計画（次条において準用する第 60 条第 1 項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画をいう。）とともに、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第 156 条第 1 項及び第 2 項に規定するサービスの提供の記録

[第 156 条第 1 項] [第 2 項]

- (2) 次条において準用する第 90 条に規定する市町村への通知に係る記録

[第 90 条]

- (3) 次条において準用する第 75 条第 2 項に規定する身体的拘束等の記録

[第 75 条第 2 項]

- (4) 次条において準用する第 40 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

[第40条第2項]

(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

[第41条第2項]

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第159条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

[第10条] [第19条] [第21条] [第23条] [第24条] [第29条] [第37条]
[第42条] [第59条] [第62条] [第68条] [第70条] [第72条] [第75条]
[第76条] [第88条] [第94条] [第131条] [第147条] [第148条] [第10条
第1項] [第32条] [第159条] [第91条] [第21条第2項] [第157条第1項]
[第4項] [第23条] [基準省令第171条] [基準省令第22条] [第24条第2項]
[第22条第2項] [第157条第2項] [第59条第1項] [第159条] [第60条]
[第61条] [第159条] [第77条第2項] [第55条第1項] [第156条第1項] [第
2項] [第67条] [第159条] [第90条] [第75条第2項] [第159条] [第75条
第2項] [第159条] [第91条] [第94条] [第159条] [第94条] [第94条] [第
159条] [第131条第1項] [基準省令第171条] [基準省令第144条第1項]

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第159条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第159条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員が29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員が登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内であること。

登録定員の人数	人数
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第160条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室は、指定通所介護等の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積を3平方メートル以上とすること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第160条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、

前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びに第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくはこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）が 29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18 人）以下であること。

[熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 61 条の 2] [熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 81 条]

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくはこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。）が登録定員の 2 分の 1 に相当する数から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては 12 人）までの範囲内であること。

登録定員の人数	人数
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

[熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第61条の2] [熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第81条]

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくはこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において、指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

[熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第61条の2] [熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第81条] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条] [指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第171条]

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第161条 第146条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

[第146条第2項] [第6項]

第10章 就労移行支援

第1節 基本方針

第162条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の9に規定する者に対して、施行省令第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のため に必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

[令第6条の9] [令第6条の8]

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第163条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) 職業指導員 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上
- (3) 生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上
- (4) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上
- (5) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 4 第1項第4号の就労支援員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第5号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第164条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省、厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行

支援事業所」という。)が有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上
 - (2) 職業指導員 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上
 - (3) 生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上
 - (4) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 60以下 1以上
- イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
 - 3 第1項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。
 - 4 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
 - 5 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第165条 第52条及び第81条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第81条の規定は、適用しない。

[第52条] [第81条] [第81条]

第3節 設備に関する基準

(準用)

第166条 第83条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

[第83条]

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第167条 前条において準用する第83条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所には、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。

[第83条]

第4節 運営に関する基準

(通勤のための訓練の実施)

第167条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第168条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第172条において準用する第60条第1項の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

[第172条] [第60条第1項]

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

[障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項]

(求職活動の支援等の実施)

第169条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第170条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第171条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならない。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条

第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第3号中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する第75条第2項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第172条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者」とあるのは「基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者」とあるのは「基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者」と読み替えるものとする。

[第10条] [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第1項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第157条の2第2項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第157条の2第1項] [第18条] [第20条] [第21条] [第23条] [第24条] [第29条] [第37条] [第42条] [第59条] [第62条] [第68条] [第70条] [第72条] [第75条] [第77条] [第86条] [第94条] [第131条] [第146条] [第147条] [第10条第1項] [第32条] [第172条] [第91条] [第21条第2項] [第172条] [第146条第1項] [第23条] [基準省令第184条] [基準省令第22条] [第24条第2項] [第22条第2項] [第172条] [第146条第2項] [第59条第1項] [第172条] [第60条] [第61条] [第172条] [第77条第2項] [第55条第1項] [第172条] [第20条第1項] [第67条] [第172条] [第90条] [第75条第2項] [第172条] [第75条第2項] [第172条] [第91条] [第94条] [第172条] [第94条] [第94条] [第172条] [第131条第1項] [基準省令第184条] [基準省令第144条]

第11章 就労継続支援A型

第1節 基本方針

第173条 施行省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行省令第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

[令第6条の10第1号] [令第6条の10第1号]

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第174条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員 指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上
- (2) 職業指導員 指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上
- (3) 生活支援員 指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上
- (4) サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第 175 条 第 52 条及び第 81 条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。

[第 52 条] [第 81 条]

第 3 節 設備に関する基準 (設備)

第 176 条 指定就労継続支援 A 型事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) その他運営上必要な設備

2 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、指定就労継続支援 A 型の提供に当たって支障がない場合は、訓練・作業室を設けないことができる。

4 第 1 項第 2 号の相談室、同項第 5 号の多目的室及び同項第 6 号のその他運営上必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、同一の場所とすることができる。

5 第 1 項各号に掲げる設備は、専ら当該指定就労継続支援 A 型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第 4 節 運営に関する基準 (実施主体)

第 177 条 指定就労継続支援 A 型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援 A 型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

[社会福祉法]

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

[障害者の雇用の促進等に関する法律第44条]

(雇用契約の締結等)

第178条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、施行省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

[令第6条の10第2号]

(就労)

第179条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえて行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第180条 指定就労継続支援A型事業者は、第178条第1項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、当該利用者に対して支払う賃金(次項、第6項及び第184条の2において「賃金」という。)の水準を高めるよう努めなければならない。

[第178条第1項] [第184条の2]

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 3 指定就労継続支援A型事業者は、施行省令第6条の10第2号に規定する者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

[令第6条の10第2号]

- 4 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃(次項、第6項及び第184条の2において「工賃」という。)の水準を高めるよう努めなければならない。

[第184条の2]

- 5 雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。
- 6 指定就労継続支援A型事業者は、自立支援給付を賃金及び工賃の支払に充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(実習の実施)

第181条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第185条において準用する第60条第1項の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

[第185条] [第60条第1項]

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第182条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第183条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第184条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める員数を超えて雇用してはならない。

- (1) 10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

- (2) 21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(運営規程)

第184条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の実業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 苦情解決の手続に関する事項
- (14) その他事業の運営に関する重要事項

(準用)

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条及び第147条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第184条の2に規定する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」

と、第 77 条第 2 項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第 1 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 2 号中「第 67 条」とあるのは「第 185 条において準用する第 90 条」と、同項第 3 号中「第 75 条第 2 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 75 条第 2 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 185 条」と、第 94 条中「運営規程」とあるのは「第 184 条の 2 に規定する規程」と、「前条」とあるのは「第 185 条において準用する前条」と読み替えるものとする。

[\[第 10 条\]](#) [\[第 11 条\]](#) [\[第 12 条\]](#) [\[第 13 条\]](#) [\[第 14 条\]](#) [\[第 15 条\]](#) [\[第 16 条\]](#)
[\[第 17 条\]](#) [\[第 18 条\]](#) [\[第 20 条\]](#) [\[第 21 条\]](#) [\[第 23 条\]](#) [\[第 24 条\]](#) [\[第 29 条\]](#)
[\[第 37 条\]](#) [\[第 38 条\]](#) [\[第 39 条\]](#) [\[第 40 条\]](#) [\[第 41 条\]](#) [\[第 42 条\]](#) [\[第 43 条の 2\]](#)
[\[第 59 条\]](#) [\[第 60 条\]](#) [\[第 61 条\]](#) [\[第 62 条\]](#) [\[第 68 条\]](#) [\[第 70 条\]](#) [\[第 71 条\]](#)
[\[第 72 条\]](#) [\[第 75 条\]](#) [\[第 76 条\]](#) [\[第 77 条\]](#) [\[第 88 条\]](#) [\[第 89 条\]](#) [\[第 90 条\]](#) [\[第 92 条\]](#) [\[第 93 条\]](#) [\[第 94 条\]](#) [\[第 146 条\]](#) [\[第 147 条\]](#)

第 12 章 就労継続支援 B 型

第 1 節 基本方針

第 186 条 施行省令第 6 条の 10 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型（以下「就労継続支援 B 型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援 B 型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第 6 条の 10 第 2 号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

[\[令第 6 条の 10 第 2 号\]](#) [\[令第 6 条の 10 第 2 号\]](#)

第 2 節 人員に関する基準

（準用）

第 187 条 第 52 条、第 81 条及び第 174 条の規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。

[\[第 52 条\]](#) [\[第 81 条\]](#) [\[第 174 条\]](#)

第 3 節 設備に関する基準

（準用）

第 188 条 第 176 条の規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。

[\[第 176 条\]](#)

第 4 節 運営に関する基準

（工賃の支払等）

第 189 条 指定就労継続支援 B 型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援 B 型事業者」という。）は、利用者に対して生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる 1 月当たりの工賃の平均額（第 4 項において「工賃の平均額」という。）は、3,000 円を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援 B 型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援 B 型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

（準用）

第 190 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 75 条から第 77 条まで、第 86 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 181 条から第 183 条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 91 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 190 条において準用する前条」と、第 77 条第 2 項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、同項第 1 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 2 号中「第 67 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 90 条」と、同項第 3 号中「第 75 条第 2 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 75 条第 2 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 190 条」と、第 91 条中「第 94 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 94 条」と、第 94 条中「前条」とあるのは「第 190 条において準用する前条」と、第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 190 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

[[第 10 条](#)] [[第 18 条](#)] [[第 20 条](#)] [[第 21 条](#)] [[第 23 条](#)] [[第 24 条](#)] [[第 29 条](#)]
[[第 37 条](#)] [[第 42 条](#)] [[第 59 条](#)] [[第 62 条](#)] [[第 68 条](#)] [[第 70 条](#)] [[第 72 条](#)]

[第 75 条] [第 77 条] [第 86 条] [第 88 条] [第 94 条] [第 146 条] [第 147 条]
[第 181 条] [第 183 条] [第 10 条第 1 項] [第 32 条] [第 190 条] [第 91 条] [第
21 条第 2 項] [第 190 条] [第 146 条第 1 項] [第 24 条第 2 項] [第 22 条第 2 項]
[第 190 条] [第 146 条第 2 項] [第 59 条第 1 項] [第 190 条] [第 60 条] [第 6
1 条] [第 190 条] [第 77 条第 2 項] [第 55 条第 1 項] [第 190 条] [第 20 条第 1
項] [第 67 条] [第 190 条] [第 90 条] [第 75 条第 2 項] [第 190 条] [第 75 条
第 2 項] [第 190 条] [第 91 条] [第 94 条] [第 190 条] [第 94 条] [第 94 条] [第
190 条] [第 181 条第 1 項] [第 185 条] [第 190 条]

第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(実施主体等)

第 191 条 就労継続支援 B 型に係る基準該当障害福祉サービス（第 206 条に規定する特定基準該当就労継続支援 B 型を除く。以下「基準該当就労継続支援 B 型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援 B 型事業者」という。）は、社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項第 4 号に規定する授産施設を経営する者でなければならない。

[社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号] [生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項第 4 号]

2 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、基準該当就労継続支援 B 型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援 B 型事業所」という。）ごとに、熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年熊本県条例第 74 号。以下「保護施設等基準条例」という。）第 34 条各号に掲げる職員のうちから 1 人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援 B 型事業所は、保護施設等基準条例に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

(運営規程)

第 192 条 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、基準該当就労継続支援 B 型事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準該当就労継続支援 B 型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策

- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 苦情解決の手続に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項
(工賃の支払)

第 193 条 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、利用者に対して生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
(準用)

第 194 条 第 10 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 24 条（第 1 項を除く。）、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 70 条、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 86 条、第 89 条、第 90 条、第 92 条から第 94 条まで、第 146 条（第 1 項を除く。）、第 147 条、第 181 条から第 183 条まで及び第 186 条の規定は、基準該当就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 192 条に規定する運営規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 194 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 194 条において準用する前条」と、第 77 条第 2 項中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、同項第 1 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 194 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 2 号中「第 67 条」とあるのは「第 194 条において準用する第 90 条」と、同項第 3 号中「第 75 条第 2 項」とあるのは「第 194 条において準用する第 75 条第 2 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 194 条」と、第 94 条中「前条」とあるのは「第 194 条において準用する前条」と、第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 194 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

[[第 10 条](#)] [[第 13 条](#)] [[第 15 条](#)] [[第 18 条](#)] [[第 20 条](#)] [[第 21 条](#)] [[第 24 条](#)]
[[第 29 条](#)] [[第 37 条](#)] [[第 42 条](#)] [[第 52 条](#)] [[第 59 条](#)] [[第 62 条](#)] [[第 70 条](#)]
[[第 72 条](#)] [[第 75 条](#)] [[第 77 条](#)] [[第 86 条](#)] [[第 89 条](#)] [[第 90 条](#)] [[第 92 条](#)] [[第](#)

94条] [第146条] [第147条] [第181条] [第183条] [第186条] [第10条第1項] [第32条] [第192条] [第21条第2項] [第194条] [第146条第2項] [第24条第2項] [第22条第2項] [第194条] [第146条第2項] [第59条第1項] [第194条] [第60条] [第61条] [第194条] [第77条第2項] [第55条第1項] [第194条] [第20条第1項] [第67条] [第194条] [第90条] [第75条第2項] [第194条] [第75条第2項] [第194条] [第94条] [第194条] [第181条第1項] [第185条] [第194条]

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針

第194条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行省令第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行省令第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第194条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に有しなければならない就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じ、当該各号に定める員数のサービス管理責任者を置くこととする。

(1) 60以下 1以上

- (2) 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上
- 3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第194条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第194条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者又

はその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

- 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより、当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第194条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 苦情解決の手続に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第194条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を備え置かななければならない。

- 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

- (2) 次条において読み替えて準用する第 60 条第 1 項に規定する就労定着支援計画
- (3) 次条において準用する第 30 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第 40 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第 41 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第 194 条の 12 第 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 59 条、第 60 条、第 62 条及び第 68 条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 194 条の 10」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条の 12 において準用する次条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 194 条の 12 において準用する第 22 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条の 12 において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第 14 章 自立生活援助

第 1 節 基本方針

第 194 条の 13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 194 条の 14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1 以上
- (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 30 以下 1 以上

イ 31以上 利用者の数から30を控除して得た数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第194条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第194条の16 第194条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）

第194条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

- 2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
- 3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。
(準用)

第 194 条の 20 第 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 59 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 194 条の 6、第 194 条の 10 及び第 194 条の 11 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する第 194 条の 10」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する次条第 1 項」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」と読み替えるものとする。

第 15 章 共同生活援助

第 1 節 基本方針

第 195 条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて共同生活住居において相談への対応、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 196 条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除して得た数以上
 - (2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数を合計した数以上
- ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号。以下この章並びに附則第 13 項及び第 14 項において「区分省令」という。）第 1 条第 4 号に規定する区分 3 に該当する利用者の数を 9 で除して得た数

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第6項]

- イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数
 - ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数
 - エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数
- (3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 30以下 1以上
 - イ 31以上 利用者の数から30を控除して得た数を30で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- (管理者)

第197条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

[第126条]

- 2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族若しくは地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

[第127条]

- 2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該共同生活住居を設置しようとする者により設置される当該共同生活住居とは別

の共同生活住居であつて当該共同生活住居の入居者に対する支援を行うもの（以下この項において「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下この条及び第 200 条の 3 において同じ。）を除く。以下この条及び第 200 条の 3 において同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4 人以上とする。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 200 条の 3]

- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居の入居定員は、2 人以上 10 人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合は、2 人以上 20 人（知事が特に必要があると認める場合にあっては、30 人）以下とすることができる。
- 5 既存の建物を共同生活住居とした場合であつて、当該共同生活住居を改築するとき（知事が特に必要があると認めるときに限る。）は、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は、2 人以上 30 人以下とすることができる。この場合において、当該共同生活住居の改築時の入居定員の数を上限とする。
- 6 共同生活住居は、1 以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 前項のユニットの入居定員は、2 人以上 10 人以下とする。
- 8 第 6 項のユニットには、次に掲げる設備を設けなければならない。
 - (1) 居室
 - (2) 居室に隣接して設けられる利用者が相互に交流を図ることができる設備
- 9 前項第 1 号の居室の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、1 人とすること。ただし、利用者へのサービス提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。
 - (2) 一の居室の面積（収納設備等に係る面積を除く。）は、7.43 平方メートル以上とすること。
- 10 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 入居定員は、1 人とすること。
 - (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
 - (3) 居室の面積（収納設備等に係る面積を除く。）は、7.43 平方メートル以上とすること。

第 4 節 運営に関する基準

(入退居)

第 198 条の 2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、当該利用申込者の心身の状況、入居前の生活状況、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第 198 条の 3 指定共同生活援助事業者は、利用申込者又は利用者の入居又は退居に際しては、当該指定共同援助事業者の名称、入居又は退居の日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を当該利用申込者又は利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第 198 条の 4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活援助事業者は、前 2 項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

- (2) 家賃（法第 34 条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第 2 項において準用する法第 29 条第 4 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第 34 条第 2 項において準用する法第 29 条第 5 項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除して得た額を限度とする。）

[[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 34 条第 1 項](#)] [[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 5](#)

項] [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第4項]
項] [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条第2項]

- (3) 光熱水費
 - (4) 日用品費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定共同生活援助事業者は、前3項の規定により支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第198条の5 指定共同生活援助事業者は、第201条において読み替えて準用する第60条に規定する共同生活援助計画(以下この章において「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第201条] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第60条第10項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第60条第9項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第60条第8項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第60条第7項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第60条第6項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第60条第5項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第60条第4項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第60条第3項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第60条第2項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第60条第1項]

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該者が継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいよう、説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、自らその提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその指定共同生活援助の質の改善を図らなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定共同生活援助の質の改善を図るよう努めなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第 198 条の 6 サービス管理責任者は、第 201 条において準用する第 60 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 201 条] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 10 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 9 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 9 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 8 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 7 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 6 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 5 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 4 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 3 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 2 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 1 項]

- (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の身体及び精神の状況、当該指定

共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

- (2) 利用者の身体及び精神の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる当該利用者に対し必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第 199 条 指定共同生活援助事業者は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の身体及び精神の状況に応じて適切な技術をもって介護を行わなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、調理、洗濯その他の家事等（第 5 項において「家事等」という。）は、原則として利用者及び従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、調理に当たっては、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものを使用するよう努めなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、地域の特色を生かした献立の作成その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 199 条の 2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対して行う手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第 199 条の 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 苦情解決の手続に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第 200 条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業員によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る業務（生活支援員に係るものに限る。）の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、従業員がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第 200 条の 2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 200 条の 3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居、サテライト型住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 200 条の 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定共同生活援助事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定共同生活援助事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

（準用）

第 201 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 90 条、第 92 条、第 94 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 199 条の 3」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第 77 条第 2 項中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第 1 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 201 条において準用する第 55 条第 1 項」と、同項第 2 号中「第 67 条」とあるのは「第 201 条において準用する第 90 条」と、同項第 3 号中「第 75 条第 2 項」とあるのは「第 201 条において準用する第 75 条第 2 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 201 条」と、第 94 条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第 200 条の 4 第 1 項の協力医療機関及び同条第 2 項の協力歯科医療機関」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

[第 10 条] [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 170 条の 2 第 2 項] [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 170 条の 2 第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 200 条の 4 第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービス

の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 198 条の 4 第 2 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 198 条の 4 第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 199 条の 3] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 157 条の 2 第 2 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 157 条の 2 第 1 項] [第 12 条] [第 13 条] [第 15 条] [第 18 条] [第 21 条] [第 24 条] [第 29 条] [第 37 条] [第 42 条] [第 55 条] [第 60 条] [第 62 条] [第 68 条] [第 72 条] [第 75 条] [第 77 条] [第 90 条] [第 92 条] [第 94 条] [第 128 条] [第 133 条] [第 135 条] [第 136 条] [第 138 条] [第 140 条] [第 10 条第 1 項] [第 32 条] [第 201 条] [第 136 条] [第 21 条第 2 項] [第 201 条] [第 130 条第 1 項] [第 24 条第 2 項] [第 22 条第 2 項] [第 201 条] [第 130 条第 2 項] [第 60 条] [第 77 条第 2 項] [第 55 条第 1 項] [第 201 条] [第 55 条第 1 項] [第 67 条] [第 201 条] [第 90 条] [第 75 条第 2 項] [第 201 条] [第 75 条第 2 項] [第 201 条] [第 94 条] [第 201 条] [第 140 条第 1 項] [第 130 条第 3 項第 2 号] [第 132 条第 1 項] [第 133 条第 1 項] [第 141 条] [第 201 条] [第 133 条第 1 項第 3 号] [第 135 条第 1 項]

第 5 節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第 201 条の 2 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第 201 条の 3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯においては、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯においては、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 31以上 利用者の数から30を控除して得た数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第 201 条の 5 第 197 条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第 3 款 設備に関する基準

(設備)

第 201 条の 6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族若しくは地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1 以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は 4 人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を 2 人以上 10 人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は 20 人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上 20 人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは 30 人）以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした場合であって、当該共同生活住居を改築するとき（知事が特に必要があると認めるときに限る。）は、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は、2 人以上 30 人以下とすることができる。この場合において、当該共同生活住居の改築時の入居定員の数を上限とする。
- 7 共同生活住居は、1 以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 前項のユニットの入居定員は、2 人以上 10 人以下とする。
- 9 第 7 項のユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、1 人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2 人とする。ことができる。
 - (2) 一の居室の面積（収納設備等を除く。）は、7.43 平方メートル以上とすること。

第 4 款 運営に関する基準

(実施主体)

第 201 条の 7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第 99 条に規定する指定短期入所（第 100 条第 1 項に規定する併設事業所又は同条第 3 項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護及び家事等）

第 201 条の 8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時 1 人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第 201 条の 9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対して行う手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第 201 条の 10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の

事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第 201 条の 11 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 90 条、第 92 条、第 94 条、第 157 条の 2、第 198 条の 2 から第 198 条の 6 まで及び第 199 条の 3 から第 200 条の 4 までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 199 条の 3」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第 77 条第 2 項中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第 1 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 55 条第 1 項」と、同項第 2 号中「第 67 条」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 67 条」と、同項第 3 号中「第 75 条第 2 項」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 75 条第 2 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 201 条の 11」と、第 94 条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 200 条の 4 第 1 項の協力医療機関及び同条第 2 項の協力歯科医療機関」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第 6 節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第 201 条の 12 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指

定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第 201 条の 22 において読み替えて準用する第 60 条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この節において同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第 201 条の 14 第 1 項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下この節において「受託居宅介護サービス事業者」という。）により当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下この節において「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下この節並びに附則第 3 項及び第 5 項において同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 201 条の 12] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 3 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 201 条の 4 第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 10 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 9 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 8 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 7 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 6 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 5 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 4 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 3 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 2 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 60 条第 1 項]

(基本方針)

第 201 条の 13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事の介護、相談への対応その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第201条の14 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下この節及び附則第3項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節及び附則第9項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に有しなければならない基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第3項]

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 30以下 1以上

イ 31以上 利用者の数から30を控除して得た数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第201条の15 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第197条第1項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第197条第2項]

第3款 設備に関する基準

(準用)

第201条の16 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第198条第1項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及

び運営の基準等に関する条例第 198 条第 10 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 198 条第 8 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 198 条第 7 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 198 条第 6 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 198 条第 5 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 198 条第 4 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 198 条第 3 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 198 条第 2 項]

第 4 款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 201 条の 17 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第 201 条の 19 の規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者との業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下この節において「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の当該利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 201 条の 9]

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 77 条の規定により書面を交付する場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

[社会福祉法第 77 条]

(受託居宅介護サービスの提供)

第 201 条の 18 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合は、当該受託居宅介護サービスを提供

した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第 201 条の 19 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 苦情解決の手続に関する事項
- (12) その他事業の運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第 201 条の 20 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第 1 項に規定する方法により受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、前項の受託居宅介護サービスの提供に関する業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第 201 条の 21 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(準用)

第 201 条の 22 第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 90 条、第 92 条、第 94 条、第 157 条の 2、第 198 条の 2 から第 199 条の 2 まで及び第 200 条の 2 から第 200 条の 4 までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 201 条の 22 において準用する第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 201 条の 22 において準用する第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条、第 77 条第 2 項及び第 198 条の 5 中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 201 条の 22 において準用する第 55 条第 1 項」と、同項第 2 号中「第 67 条」とあるのは「第 201 条の 22 において準用する第 90 条」と、同項第 3 号中「第 75 条第 2 項」とあるのは「第 201 条の 22 において準用する第 75 条第 2 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあり、並びに第 198 条の 5 及び第 198 条の 6 中「第 201 条」とあるのは「第 201 条の 22」と、第 94 条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第 201 条の 22 において準用する第 200 条の 4 第 1 項の協力医療機関及び同条第 2 項の協力歯科医療機関」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 17

0 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第 199 条第 5 項中「指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 12 条] [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 170 条の 2 第 2 項] [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 170 条の 2 第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 200 条の 4 第 2 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 200 条の 4 第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 200 条の 3] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 200 条の 2] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 199 条の 2 第 3 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 199 条の 2 第 2 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 199 条の 2 第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 199 条第 5 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 199 条第 4 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 199 条第 3 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 199 条第 2 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 199 条第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 198 条の 6] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 198 条の 5 第 6 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 198 条の 5 第 5 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 198 条の 5 第 4 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営

備及び運営の基準等に関する条例第 39 条第 2 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 39 条第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 38 条第 2 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 38 条第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 37 条第 3 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 37 条第 2 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 37 条第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 29 条] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 24 条第 2 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 24 条第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 21 条第 2 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 21 条第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 18 条第 2 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 18 条第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 17 条] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 16 条第 2 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 16 条第 1 項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 15 条] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 13 条]

第 16 章 多機能型に関する特例

(従業者の員数等に関する特例)

第 202 条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所及び指定就労継続支援 B 型事業所（指定就労継続支援 B 型事業者が指定就労継続支援 B 型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 63 条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、第 80 条第 5 項、第 143 条第 4 項及び第 6 項、第 153 条第 5 項、第 163 条第 3 項及び第 4 項並びに第 174 条第 3 項（第 187 条において準用する場合を含む。）の規定にか

かわらず、多機能型事業者が当該多機能型事業所に有しなければならない従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を、常勤でなければならないものとするができる。

[第 80 条第 5 項] [第 143 条第 4 項] [第 6 項] [第 153 条第 5 項] [第 163 条第 3 項] [第 4 項] [第 174 条第 3 項]

- 2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第 80 条第 1 項第 6 号及び第 6 項、第 143 条第 1 項第 5 号及び第 7 項、第 153 条第 1 項第 3 号及び第 6 項、第 163 条第 1 項第 5 号及び第 5 項並びに第 174 条第 1 項第 4 号及び第 4 項（第 187 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第 215 条に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に有しなければならないサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、この項の規定により有しなければならないものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

[第 80 条第 1 項第 6 号] [第 6 項] [第 143 条第 1 項第 5 号] [第 7 項] [第 153 条第 1 項第 3 号] [第 6 項] [第 163 条第 1 項第 5 号] [第 5 項] [第 174 条第 1 項第 4 号] [第 4 項] [基準省令第 215 条]

(1) 60 以下 1 以上

(2) 61 以上 利用者の数の合計から 60 を控除して得た数を 40 で除して得た数（その数に 1 に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に 1 を加えて得た数以上

（設備の特例）

第 203 条 多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備と同一の場所とすることができる。

第 17 章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準
（離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第 204 条 離島その他の地域であつて、基準省令第 219 条に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであつて、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において

「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第210条までに定めるところによる。

[基準省令第219条]

（従業者の員数）

第205条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。） 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 看護職員（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。） 1以上
- (3) 理学療法士又は作業療法士（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。） 1以上

(4) 生活支援員 常勤換算方法で、次のアに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数を合計した数以上

ア 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）及び特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者

イ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者

(5) 職業指導員（特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。）
1以上

(6) サービス管理責任者 1以上

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員とすることができる。

3 第1項第4号の生活支援員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 第1項第6号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

(管理者)

第206条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができる。

(利用定員)

第207条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第208条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第83条、第91条（第10号を除く。）及び第94条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第61条中「前

条」とあるのは「第 210 条第 1 項において準用する前条」と、第 77 条第 2 項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第 1 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 210 条第 1 項において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 2 号中「第 67 条」とあるのは「第 210 条第 2 項から第 5 項までにおいて準用する第 90 条」と、同項第 3 号中「第 75 条第 2 項」とあるのは「第 210 条第 1 項において準用する第 75 条第 2 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 210 条第 1 項」と、第 94 条中「前条」とあるのは「第 210 条第 2 項から第 5 項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

[第 10 条] [第 13 条] [第 15 条] [第 18 条] [第 20 条] [第 21 条] [第 24 条第 2 項] [第 29 条] [第 37 条] [第 42 条] [第 59 条] [第 61 条] [第 68 条] [第 70 条] [第 72 条] [第 77 条] [第 83 条] [第 91 条] [第 94 条] [第 10 条第 1 項] [第 32 条] [第 210 条第 1 項] [第 91 条] [第 16 条] [第 21 条第 2 項] [第 210 条第 2 項] [第 84 条第 2 項] [第 3 項] [第 210 条第 3 項] [第 5 項] [第 146 条第 2 項] [第 3 項] [第 210 条第 4 項] [第 157 条第 2 項] [第 3 項] [第 24 条第 2 項] [第 22 条第 2 項] [第 210 条第 2 項] [第 84 条第 2 項] [第 210 条第 3 項] [第 5 項] [第 146 条第 2 項] [第 210 条第 4 項] [第 157 条第 2 項] [第 37 条第 3 項] [第 42 条] [第 59 条第 1 項] [第 210 条第 1 項] [第 60 条] [第 61 条] [第 210 条第 1 項] [第 77 条第 2 項] [第 55 条第 1 項] [第 210 条第 1 項] [第 20 条第 1 項] [第 67 条] [第 210 条第 2 項] [第 5 項] [第 90 条] [第 75 条第 2 項] [第 210 条第 1 項] [第 75 条第 2 項] [第 210 条第 1 項] [第 94 条] [第 210 条第 2 項] [第 5 項]

- 2 第 62 条、第 75 条、第 76 条、第 79 条、第 84 条（第 1 項を除く。）、第 85 条（第 5 項を除く。）、第 86 条から第 90 条まで、第 92 条及び第 93 条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第 75 条第 1 項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第 79 条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第 84 条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第 85 条第 6 項及び第 88 条第 4 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第 92 条第 2 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

[\[第 62 条\]](#) [\[第 75 条\]](#) [\[第 76 条\]](#) [\[第 79 条\]](#) [\[第 84 条\]](#) [\[第 85 条\]](#) [\[第 86 条\]](#)
[\[第 90 条\]](#) [\[第 92 条\]](#) [\[第 93 条\]](#) [\[第 75 条第 1 項\]](#) [\[第 79 条\]](#) [\[第 84 条\]](#) [\[第 85 条第 6 項\]](#) [\[第 88 条第 4 項\]](#) [\[第 90 条第 2 号\]](#) [\[第 92 条第 2 項\]](#)

- 3 第 62 条、第 75 条、第 76 条、第 88 条から第 90 条まで、第 92 条、第 93 条、第 142 条、第 146 条（第 1 項を除く。）、第 147 条（第 3 項を除く。）及び第 148 条第 2 項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第 75 条第 1 項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第 88 条第 4 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第 92 条第 2 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第 142 条中「自立訓練（機能訓練）（施行省令第 6 条の 6 第 1 号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第 146 条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第 147 条第 4 項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

[\[第 62 条\]](#) [\[第 75 条\]](#) [\[第 76 条\]](#) [\[第 88 条\]](#) [\[第 90 条\]](#) [\[第 92 条\]](#) [\[第 93 条\]](#)
[\[第 142 条\]](#) [\[第 146 条\]](#) [\[第 147 条\]](#) [\[第 148 条第 2 項\]](#) [\[第 75 条第 1 項\]](#) [\[第 88 条第 4 項\]](#) [\[第 90 条第 2 号\]](#) [\[第 92 条第 2 項\]](#) [\[第 142 条\]](#) [\[令第 6 条の 6 第 1 号\]](#) [\[第 146 条\]](#) [\[第 147 条第 4 項\]](#)

- 4 第 62 条、第 75 条、第 76 条、第 88 条から第 90 条まで、第 92 条、第 93 条、第 147 条（第 3 項を除く。）、第 148 条第 2 項、第 152 条及び第 157 条（第 1 項及び第 4 項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第 75 条第 1 項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第 88 条第 4 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第 92 条第 2 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当福祉サービス事業所」と、第 147 条第 4 項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第 152 条中「自立訓練（生活訓練）（施行省令第 6 条の 6 第 2 号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」

とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第157条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

[第62条] [第75条] [第76条] [第88条] [第90条] [第92条] [第93条]
[第147条] [第148条第2項] [第152条] [第157条] [第75条第1項] [第88条第4項] [第90条第2号] [第92条第2項] [第147条第4項] [第152条]
[令第6条の6第2号] [第157条]

- 5 第62条、第75条、第76条、第86条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）、第181条から第183条まで、第186条及び第189条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第210条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第186条中「施行省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（身体障害者更生施設等に関する経過措置）
- 2 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）、旧精神障害者福祉ホーム（政令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、

指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、第53条第1項第2号、第83条第1項第5号(第145条及び第166条において準用する場合を含む。)、第155条第1項第5号又は第176条第1項第5号(第188条において準用する場合を含む。)の規定は、当分の間、適用しない。

(指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

- 3 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行っている場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第198条第7項から第9項まで(これらの規定を第201条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第58号)第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第198条第7項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第201条の6] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第198条第9項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第198条第8項]

(精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

- 4 平成18年10月1日前から存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活援助の事業等について、第198条(第201条の6において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、当分の間、第198条第7項中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、

同条第9項第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(政令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第198条第1項] [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第8条の2] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第201条の6] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第198条第10項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第198条第9項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第198条第8項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第198条第7項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第198条第6項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第198条第5項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第198条第4項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第198条第3項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第198条第2項]

(地域移行支援型ホームの特例)

- 5 次の各号のいずれにも該当すると知事が認めた場合は、平成37年3月31日までの間、第198条第1項(第201条の16において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居として、指定共同生活援助の事業等を行うことができる。
 - (1) 県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域(法第89条第2項第2号の規定により県が定める区域をいう。)における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助等」という。)の量が、指定共同生活援助の事業等を開始する時点において、同条第1項の規定により県が定める都道府県障害福祉計画において定める県又は当該区域の指定共同生活援助等の必要な量に達していないこと。
 - (2) 当該病院の敷地内の建物を共同生活住居にすることにより、当該病院の精神病床(病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。)の数が減少すること。
- 6 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所(以下「地域移行支援型ホーム」という。)における指定共同生活援助の事業等について第198条第2項(第201条の16において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、同項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等)

- 7 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者(以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。)が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間)

- 8 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、入居した日から2年を超えて指定共同生活援助等を提供してはならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針)

- 9 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下この項において「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が前項に規定する期間内に住宅等に移行できるよう適切な支援を行わなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

- 10 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第201条又は第201条の22において準用する第60条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、附則第8項に規定する期間内に附則第9項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動に関する事項」とする。

(地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置)

- 11 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行の推進に係る関係者により構成される協議会(以下この項において「地域移行推進協議会」という。)を設置し、地域移行推進協議会に対して定期的に活動状況を報告するとともに、地域移行推進協議会の要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 12 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他これに準ずるものとして知事が特に認めるもの(以下この項において「協議会等」という。)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告してその評価を受けるとともに、協議会等の要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

- 13 第199条第5項及び201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、

同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合にあっては、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第199条第5項]

- 14 第199条第5項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合にあっては、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第199条第5項]

- (1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
- (2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

- 15 前2項に規定する場合における第196条及び第201条の4の規定の適用については、第196条第1項第2号イからエまで及び第201条の4第2項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第13項又は第14項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」とする。

[熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第196条第1項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第6項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第196条第3項] [熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第196条第2項]

(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)

- 16 精神障害者生活訓練施設、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第50条の2第1項第2号

に掲げる精神障害者授産施設(以下「精神障害者授産施設」という。)(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。))による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。))第23条第1号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者更生施設」という。)(整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。))第2条第1号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。))のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定特定知的障害者授産施設」という。)(旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。))及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業について、第155条第6項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。))については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。)、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。

- 17 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第4条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮については、第155条第6項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、同号イ中「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

附 則(平成25年3月28日条例第18号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)及

び第5条中障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第8条第2号の改正規定（「同条第17項」を「同条第16項」に、「同条第12項」を「同条第11項」に、「同条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項」を「同条第15項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月11日条例第52号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧基準条例」という。）第124条に規定する指定共同生活介護の事業を行っている事業所並びに旧基準条例第204条に規定する指定共同生活介護の事業等を行っている一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第1条の規定による改正後の熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新基準条例」という。）第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧基準条例第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行っている事業所（以下「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新基準条例第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

4 前項の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされた旧指定共同生活援助事業所について、新基準条例第201条の4の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。

5 附則第3項の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされた旧指定共同生活援助事業所について、新基準条例第201条の10第4項の規定を適用する場合においては、この条例の施行日後の最初の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第41条第1項の更新がされるまでの間、新基準条例第201条の10第4項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

附 則(平成26年12月25日条例第74号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 11 号)
この条例は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 14 号)
この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 7 日条例第 14 号)抄
1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日条例第 10 号)
この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日条例第 19 号)
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。